

## 契 約 情 報

発注機関	環境生活部文化振興課
工事（委託）名	県民文化ホール未来会館エレベーター改修工事
施工場所	岐阜市学園町3-42
工事（業務）種別	機械器具設置工事
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、一者による随意契約とした。

契約業者名	日本エレベーター製造株式会社名古屋営業所
契約業者住所	愛知県名古屋市中村区十王町2-1
施工期間	平成26年12月11日～平成27年8月31日
契約金額	98,604,000円
工事概要	ロープ式エレベーター4基のリニューアル 油圧式エレベーター1基のロープ式エレベーターへの更新

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p> <p>1 契約の概要</p> <p>未来会館エレベーター改修工事</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>今回の改修工事では、「平成27年9月下旬の未来会館再開までにエレベーターを安全に稼働させること」と「予算の範囲内で工事を行うこと」が求められている。</p> <p>他社製品を新たに設置する全面更新について検討を行ったが、全面更新の場合、シャフトの固定位置が異なることから、エレベーターの設置工事に伴い、既存の壁を一度取り壊し、シャフト固定のための鉄筋を入れなおす建築工事も同時に行う必要があり、既存部品を活用した場合と比較して多額の費用がかかり予算の範囲内に収まらないうえ、再開までに改修工事が完了しないため、調達が不可能である。</p> <p>よって既存品を活用した上で、中枢部品である制御盤の更新など大規模な改修を実施するものである。</p> <p>なお、当該大規模改修については、エレベーターの製造元しか対応できない。</p> <p>&lt;保守点検業者へ確認した際の回答&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗部品の交換までなら対応できるが、中枢部品の更新を含んだ大規模改修については製造元しか対応できない。</li> </ul> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>日本エレベーター製造株式会社は、現在未来会館に設置されているエレベーター5台の製造者であることから、制御盤等中枢部品の更新を実施できること、既存エレベーターの構造や性質について精通しており、既存品を有効に活用した改修工事を実施できることから選定するものである。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。